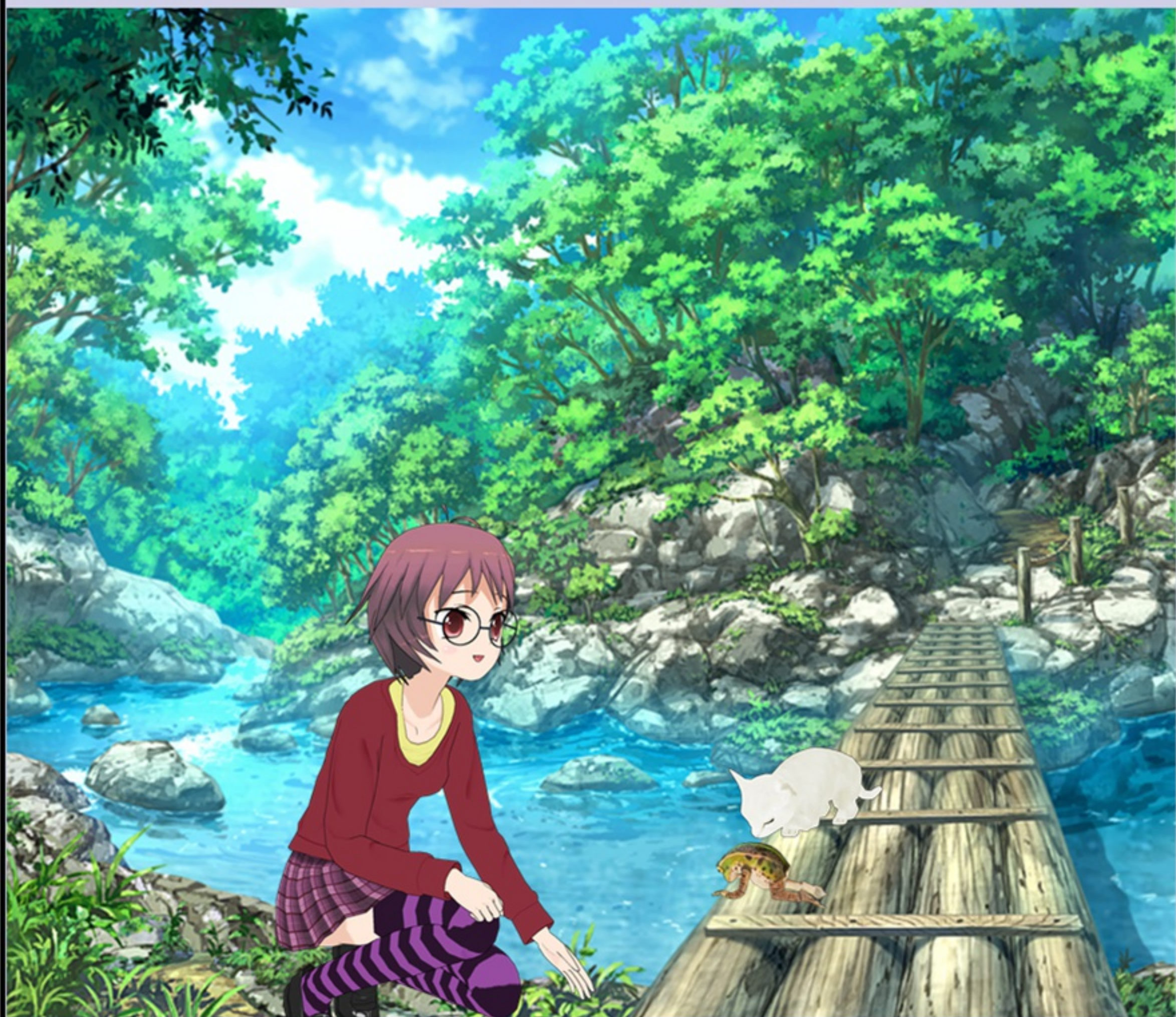


小橋本先生の

# あんしん離婚相談室



## 第6回 夫が行方不明！

監修：弁護士法人リバーシティ法律事務所













本当ですか！



大丈夫！  
裁判で離婚を  
請求できます

心配ありませんよ



探しています



見つけたら  
連絡ください  
〇〇〇- 〇〇〇〇

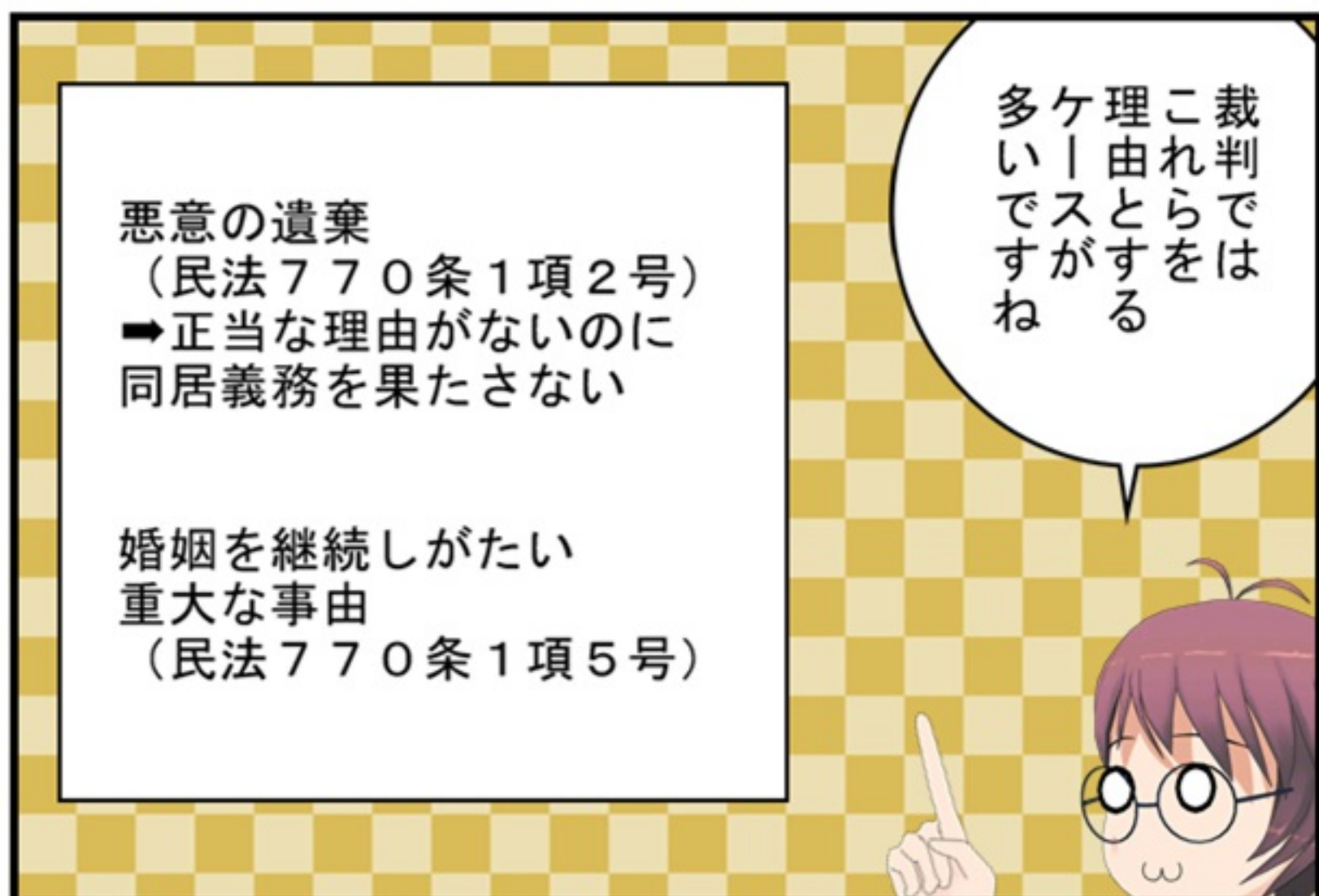
3年未満でも  
離婚事由が  
認められる  
ことがあります

3年以上の  
生死不明は  
法律上の  
離婚事由ですが

※民法770条  
1項3号



どうやって  
裁判を  
始めるの？



裁判では  
これらを  
理由とする  
ケースが  
多いですね

悪意の遺棄  
(民法770条1項2号)  
➡ 正当な理由がないのに  
同居義務を果たさない

婚姻を継続しがたい  
重大な事由  
(民法770条1項5号)



